

宮崎県中学校教育研究会理科部会会則

第一章 総 則

第1条 本会は宮崎県中学校教育研究会理科部会と称する。

第2条 本会は県中学校理科関係職員及び本会の主旨に賛同し、理事会の認めたものをもって組織する。

第3条 本会の事務局は原則として会長所在の学校に置く。

第4条 本会は会員相互の研修ならびに親睦を図り、本県中学校教育の発展向上に寄与することを目的とする。

第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究会・講習会・その他会員の資質向上のための活動
- 2) 会誌・参考図書・その他の刊行
- 3) 小学校教育研究会理科部・高等学校教育研究会理科部との連絡
- 4) その他理科教育に関する諸般の活動

第6条 本会は、行政区域・交通機関等の関係を考慮して、県内に7支部を置く。

- ① 宮崎
- ② 県南
- ③ 都北
- ④ 西諸
- ⑤ 西都・児湯
- ⑥ 日向・東臼杵
- ⑦ 延岡・西臼杵

第二章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1・副会長1（次回県大会開催地支部長）・支部長7（代表理事）・理事7（支部理事長）・事務局長1次長1・会計部長1副部長1・研究部長1副部長1・事業編集部長1副部長1・顧問若干名・その他必要な役員

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1) 会長は校長会の推薦を受け、第1回理事会で承認する。
- 2) 副会長の1名は次回県大会実施支部の支部長とする。
他1名は、会長が選出し、これを理事会で承認する。
- 3) 支部長は各支部の枚長会の推薦により支部で承認する。
- 4) 理事は各支部で選出する。
- 5) 事務局長1次長1・会計部長1副部長1・研究部長1副部長1・事業編集部長1副部長1は推薦委員会の推薦を受けて理事会で承認する。
- 6) 監事は理事会で選出する。
- 7) 顧問は、理事会の決議により会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じる。
- 8) その他の役員は、必要に応じて理事会において決定し、会長がこれを委嘱する。

第9条 推薦委員会は別に定める。

第10条 役員任期は、次のとおりとする。

- 1) 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2) 役員任期終了後も後任決定まではその任に当たり、又欠員を生じた場合は補欠役員を前任者の残任期間とする。

第11条 役員任務は、次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3) 事務局長は理事会の決定を受け、企画立案に当たり、庶務を処理する。
- 4) 支部長及び理事は支部を代表し県理事会で重要事項を決議し執行する。
- 5) 会計は会長のもとに会計事務を処理する。
- 6) 研究部長は本会の研究推進に当たる。
- 7) 事業編集部長は本会の事業編集推進に当たる。

第三章 会 議

第12条 本会の会議は理事会及び役員会・拡大大会実行委員会とし、会長が招集する。

第13条 理事会は支部長・理事・事務局長、次長・会計部長、副部長・研究部長、副部長・事業編集部長、副部長をもって構成する。

第14条 理事会は本会の予算・決算の決定、承認及び重要事項を決議する。

第15条 本会は必要に応じて特別委員会を設けることができる。特別委員会の設置は理事会により決定し委員はすべてを委嘱する。

第16条 本会の会議はすべて出席者の過半数をもって決議するものとする。

第四章 会 計

第17条 本会の経理は、会費、事業収益金、補助金、雑収入、寄付金等をもって当てる。

第18条 本会の会計は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

第1条 本会則は昭和38年2月1日から施行する。

第2条 本会則第二、三章を改正し、平成6年4月1日より施行する。

第3条 本会則第二、三章、付則、推薦委員会を改正し、平成22年4月1日より施行する。

第4条 本会則第一、第二章、付則を改正し、平成24年4月1日より施行する。

第5条 本会則第一、第二章、付則を改正し、平成27年4月1日より施行する。

推 薦 委 員 会

第1条 推薦委員会は、会長、副会長2、宮崎支部理事長、理事会選出2名をもって構成する。

第2条 推薦委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

県 中 理 表 彰 規 定

1. この規定は県中理の振興に寄与しその業績が大であった者に対して適用する。
2. 表彰者は選考委員会で選出し決定する。
3. 次の各項に該当するものを対象とする。
 - (1) 県中理役員として、その育成強化につとめた者
 - (2) 支部役員として、積極的に県中理の育成強化につとめた者
 - (3) その他県中理の育成強化に深くかかわり、協力していただいた者
4. 表彰者に対する授賞は表彰状ならびに記念品とする。
5. 表彰は県大会全体会又は理事会の席で行う。
6. 選考委員会は理事会で構成する。
7. 本規定は昭和61年6月16日より施行する。
平成30年2月23日に一部改訂する。

付 記

次の者は表彰の該当者とする。（感謝状）

3 (1) は県会長、事務局長でその任を退いた者

3 (2) は県大会開催地区の支部長及び、理事長